

ジェンダー NOW! —両性の平等に関する委員会 連載—

第2回 民法改正～婚外子相続分差別、選択的夫婦別姓～

両性の平等に関する委員会委員長 折井 純 (53期)



1 民法改正と法制審議会の答申

婚外子相続分差別規定の撤廃や選択的夫婦別姓制度の導入などを含む民法改正は、1996年2月に法制審議会から法律案要綱が答申されたが、17年経った現在も実現していない。国連の各種人権機関は、日本政府に対して、家族法のこれらの規定ほかの差別的規定の改廃を求める勧告を繰り返している。東弁や日弁連も何度も意見書等を発表してきた。家族法の規定について、立法の進展はないものの、以下に述べるように、司法の分野で種々の動きがみられる。

2 婚外子相続分差別規定についての動向

民法900条4号ただし書きは、婚外子の法定相続分を婚内子の2分の1と定めている。この差別は法律婚の尊重のためと説明されているが、婚外子は、父母の不貞によって生まれるとは限らない。たとえば、男性が結婚して婚内子をもうけたが離婚し、その後、別の女性と結婚しないまま子（婚外子）をもうけた場合などにも同じ問題がおきる。父母が婚姻しているかどうかにつき何の責任もない子どもに重大な不利益を及ぼすのは不合理である。

1995年、最高裁は、この規定が憲法14条等に反するとして争われた事案で、同規定を合憲と判断した（最大決平成7年7月5日 民集49巻7号1789頁）。しかし、2010年3月、東京高裁は、被相続人の養子と実子（婚外子）の間の相続に関し、同規定及び同規定を準用する民法1044条について適用違憲の判断を下した（東京高判平成22年3月10日 判例タイムズ1324号210頁）。続いて、大阪高裁は、同規定について法令違憲の判断を下し（大阪高決平成23年8月24日 判例時報2140号19頁）、また、名古屋高裁は、同規定及び同規定を準用する民法1044条につき適用違憲の判断を下した（名古屋高判平成23年12月21日 判例時報2150号41頁）。このような流れの中で、

最高裁の判断も変更される可能性が高いとみられている。2011年7月、最高裁判所第三小法廷は、同規定の違憲性が争われた事案について、審理を大法廷に回付することを決めたが、その後、当事者間で裁判外の和解が成立したものと認定されたため、憲法判断はなされずに終わった。しかし、現在も最高裁に同規定の違憲性が争われている事案が係属中である。

3 選択的夫婦別姓制度についての動向

民法750条は、婚姻の際に夫又は妻の氏を称することを定め、夫婦同氏を強制している。同規定は一見中立的にみえるが、圧倒的多数の夫婦が夫の氏を選択しており、婚姻後も妻の氏を称することを希望する女性には不利に働く。ところで、国際結婚の場合は、日本人についても夫婦同氏は強制されていない（戸籍法107条2項）。それだけでなく、外国人と婚姻した女性が自己の氏について複合氏への変更を申し立てた事案で、家庭裁判所はこれを認めている（東京家審平成2年6月10日 家裁月報42巻12号56頁）。すなわち、国際結婚では、夫婦別氏、同氏、複合氏を選択できるのである。

2011年2月、民法750条が、憲法13条によって保障される氏の変更を強制されない自由と同24条1項によって保障される婚姻の自由の二者択一を迫るものであり、また、同24条2項の個人の尊厳と両性の本質的平等や女性差別撤廃条約にも違反するとして、東京地方裁判所に国家賠償請求訴訟が提起され、係属している（平成23年（ワ）第6049号）。

4 今後注目

婚外子相続分差別規定及び選択的夫婦別姓制度、いずれについても、司法の分野での新しい判断に期待が高まっているところであり、今後の動きに注目したい。